

退職手当等に係る税の徴収と改正

退職手当等について税の徴収を行う際の税額計算と、その計算に用いる書類等に関する改正は、令和8年1月1日からのスタートとなります。ここでは、主な改正の概要を整理します。

◆退職手当等に係る税の徴収◆

退職金など退職手当等を支払うときに、支払う者は所得税（復興特別所得税を含む）や住民税を徴収し、原則、翌月10日までに納める必要があります。

この徴収を行う際、退職手当等を受け取る者から「退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書（以下、退職受給申告書）」の提出がある場合には、これを基に税額を計算します。提出がなければ、支給額に対してそれぞれ一律の税率を乗じて計算します。

◆改正の概要◆

（1）老齢一時金に関する調整計算

退職手当等を受け取る年の前年以前4年以内に他の退職手当等を受け取っていて勤続期間が重複している場合は、その重複分を調整し、課税の公平性を確保しています。

今回の改正では、定年の引き上げなどにより、退職手当等の受給年齢が65歳以降になるケースが増えることを想定し、令和8年1月1日以後に老齢一時金（確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金）を受け取り、その後に老齢一時金以外の退職手当等を受け取った場合について、重複分の調整の対象となる退職手当等は、「その退職手当等を受け取る年の前年以前9年以内」に受け取ったもの」となりました。

（2）退職受給申告書の改正

（1）の改正に伴い、退職受給申告書の様式が改正されました。

また、その退職手当等が老齢一時金に該当する場合、退職受給申告書の保存期間が「7年」から「10年」に延長されています。

これらの改正は、令和8年1月1日以後に受け取る退職手当等に関して提出される、退職受給申告書に適用されます。

（3）源泉徴収票・特別徴収票の改正

提出範囲の拡大

生涯において複数の退職手当等を受け取る者が増えている状況などを踏まえ、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（以下、源泉徴収票等）の提出範囲が、次のとおり拡大されました。

改正前	改正後
法人の役員等	居住者すべて

様式等の見直し

退職手当等の種類が多様化しているため、源泉徴収票等の様式および記載方法が見直されました。

これらの改正は、令和8年1月1日以後支払分の源泉徴収票等から適用されます。ただし、当分の間、旧様式に新様式の内容を記載すれば新様式として扱われます。なお、令和8年度税制改正大綱には、eLAXが整備されるまでの間、市町村長への提出を省略できることが盛り込まれています。

参考：財務省「令和7年度 税制改正の解説」他



お仕事カレンダー

2月2日(月)	贈与税の申告の提出・納付（～3月16日）
2月10日(火)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（1月分）
2月16日(月)	継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第3期分 口座振替を利用する場合）
	所得税確定申告の受付開始（～3月16日）
	所得税確定申告税額の延納届出（～3月16日）
2月28日(土)	所得税及び復興特別所得税の納付（～3月16日 現金納付の場合）
	12月決算法人の申告・納税、6月決算法人の予定納税申告・納付期限（3月2日期限）
	（前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下）
	3月・6月・9月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限（3月2日期限）
	（直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下）
	健康保険・厚生年金保険料の支払期限（1月分）（3月2日期限）
	じん肺健康管理実施状況報告の提出期限（3月2日期限）
	固定資産税第4期分の納期限 市町村の条例で定める日まで

（出典：MyKomon）